

一般財団法人岐阜市公共ホール管理財団定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般財団法人岐阜市公共ホール管理財団と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を岐阜県岐阜市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、岐阜市から委託された長良川国際会議場、岐阜市文化センター及び岐阜市民会館等の施設管理及びこれらの施設を活用して各種イベント・コンベンションを実施することにより、「国際コンベンション都市岐阜」及び「文化都市岐阜」の実現に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 長良川国際会議場、岐阜市文化センター及び岐阜市民会館等の管理運営
- (2) 地域振興及び文化振興に関するイベント・コンベンションの企画、誘致及び実施
- (3) 前各号に掲げる事業に関する情報及び資料の収集並びに提供
- (4) その他この法人の目的を達成するために必要な事業及び旅行業法に基づく旅行業

第3章 財産及び会計

(基本財産)

第5条 この法人の目的である事業を行うために不可欠な財産は、この法人の基本財産とする。

(基本財産の処分の制限)

第6条 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。基本財産の一部を処分しようとするとき、担保に供しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

(事業年度)

第7条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第8条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(暫定予算)

第9条 前条の規定にかかわらず、やむ得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、予算成立の日まで前年度の予算に準じてこれを執行することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第10条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後3箇月以内に、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経て定時評議員会に提出し、第1号から第3号の書類についてはその内容を報告し、第4号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 公益目的支出計画実施報告書

(4) 貸借対照表

(5) 活動計算書

(6) 貸借対照表及び活動計算書の注記並びに附属明細書

2 第1項の規定により報告又は承認された書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くものとする。これらのうち公益目的支出計画実施報告書については、一般の閲覧に供するものとする。

3 定款については主たる事務所に備え置くものとする。

4 貸借対照表は、定時評議員会の終結後遅滞なく、公告しなければならない。

第4章 評議員

(評議員)

第11条 この法人に、評議員7名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第12条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）第179条から第195条までの規定に従い、評議員会の決議をもって行う。

2 評議員はこの法人又はその子法人の理事、監事又は使用人を兼ねることができない。

(評議員の任期)

第13条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。また、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の終了する時までとする。

3 評議員に欠員が生じた場合には、任期の満了又は辞任により退任した評議員は、新たに選任された評議員が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(報酬等)

第14条 評議員に対して、日額1万円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報

酬等の支給の基準に従って算定した額を支給する。

2 前項の規定にかかわらず、評議員には費用を弁償することができる。

第5章 評議員会

(評議員会)

第15条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第16条 評議員会は、次の事項及び一般社団・財団法人法に規定する事項に限り決議する。

- (1) 評議員の選任並びに理事及び監事（以下「役員」という。）の選任及び解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 貸借対照表、活動計算書及びこれらの注記並びに附属明細書の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 事業の全部又は一部の譲渡
- (6) 残余財産の帰属の決定
- (7) 基本財産の処分又は除外の承認
- (8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第17条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後3箇月以内に1回開催するほか、臨時評議員会として必要がある場合に開催する。

(招集)

第18条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対して、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(議長)

第19条 評議員会の議長は、出席評議員の中から互選で選ぶ。

(決議)

第20条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) 基本財産の処分又は除外の承認
- (4) その他法令で定められた事項

3 評議員、理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。

(決議の省略)

第21条 理事が評議員会の目的である事項につき提案した場合において、当該提案につき評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

（議事録）

第22条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長は、前項の議事録に記名押印する。

3 第1項の規定により作成した議事録は、主たる事務所に10年間備え置かなければならない。前条の規定により作成した評議員会の決議の省略の意思表示を記載した書面についても同様とする。

第6章 役員

（役員の設置）

第23条 この法人に、次の役員を置く。

（1） 理事 9名以内

（2） 監事 2名以内

2 理事のうち1名を理事長とする。

3 理事長以外の理事のうち1名を副理事長、1名を専務理事、2名以内を常務理事とすることができる。

4 第2項の理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）に規定する代表理事とし、前項の専務理事並びに常務理事をもって同法第197条で準用する同法第91条第1項に規定する業務執行理事（理事会の決議により法人の業務を執行する理事として選定された理事をいう。以下同じ。）とする。

（役員の選任）

第24条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。ただし、選任時において、その年齢が満75歳未満でなければならない。

2 理事長、副理事長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって選定する。

3 監事はこの法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

（理事の職務及び権限）

第25条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 副理事長は、理事長を補佐する。

4 理事長、専務理事及び常務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

第26条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員任期)

第27条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結のときまでとする。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結のときまでとする。

3 前2項の規定にかかわらず、任期の満了前に辞任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了するときまでとする。

4 理事又は監事については、再任を妨げない。

5 理事又は監事に欠員が生じた場合には、任期の満了又は辞任により退任した理事又は監事は、それぞれ新たに選任された理事又は監事が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第28条 役員が次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない行為があると認められるとき

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり又はこれに堪えないとき

(報酬等)

第29条 役員に対して、評議員会において定める総額の範囲において、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬額として支給することができる。

2 前項の規定にかかわらず、役員には費用を弁償することができる。

第7章 理事会

(理事会の設置)

第30条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第31条 理事会は、次の職務を行う。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 理事長、副理事長、専務理事及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第32条 理事会は、理事長が招集するものとする。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第33条 理事会の議長は、理事長とする。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、他の理事が理事会の議長となる。

(決議)

第34条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、理事の全員が当該提案について書面により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事はその提案に異議を述べたときはこの限りでない。

3 理事、監事が、理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。

4 前項の規定は、第25条第4項に規定する報告については適用しない。

(議事録)

第35条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

3 第1項の規定により作成した議事録は、主たる事務所に10年間備え置かなければならない。前条第2項の規定により作成した理事会の決議の省略の意思表示を記載した書面についても同様とする。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第36条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第3条及び第4条並びに第12条についても適用する。

(解散)

第37条 この法人は、次の事由により解散する。

(1) 基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能

(2) その他法令で定められた事由

(剰余金の処分制限)

第38条 この法人は、剰余金の分配をすることはできない。

(残余財産の帰属)

第39条 この法人が清算する場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

(公告)

第40条 この法人の公告は、電子公告により行う。

- 2 やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第10章 事務局その他

(事務局)

第41条 この法人に事務局を置き、職員の任免は法令で別段の定めがある場合を除き理事長が行う。

- 2 事務局の組織、内部管理に必要な規則その他については、理事会が定める。

(委員会)

第42条 この法人の事業の円滑な運営を図るため、理事会の決議により、委員会を設置することができる。

- 2 委員会の委員は、理事会において選任する。
- 3 委員会の任務、構成及び運営に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(委任)

第43条 この定款に定めるもののほか、この定款の施行について必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が定める。

附則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年第50号）第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般法人の設立の登記を行ったときは、第7条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 第24条の規定にかかわらず、この法人の最初の理事長は、杉山 幹夫とする。
- 4 第12条の規定にかかわらず、この法人の最初の評議員は、旧主務官庁の認可を受けて理事が定めたところにより、次に掲げる者とする。

堀 幹夫

玉井 博祐

田島 一男

篠田 薫

伊藤 善男

丸山 幸太郎

北川 哲美

附 則

この定款は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この定款は、令和 4 年 5 月 27 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この定款は、令和 8 年 6 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の一般財団法人岐阜市公共ホール管理財団定款の規定は、この規定の施行の日(以下この項において「施行日」という。)以後に開始する会計年度について適用し、施行日前に開始した会計年度については、なお従前の例による。